

防火・防災対応マニュアル (すずかけ台地区版)

V e r . 1

平成24年4月

東京工業大学

すずかけ台地区安全衛生委員会

目 次

第1章	すずかけ台地区非常災害対策本部の組織体制と役割	
1-1.	地区本部	1
1-2.	地区本部の組織	2
1-3.	地区本部の役割	2
第2章	災害発生初動時の対応	
2-1.	地区本部の設置宣言	3
2-2.	勤務時間中に災害が発生した場合	3
2-3.	勤務時間外に災害が発生した場合	3
2-4.	出勤が不可能な教職員の対応	4
2-5.	地区本部の解散	4
2-6.	学生の対応	4
第3章	地区非常災害対策本部の編成と各担当の任務について	
3-1.	地区本部の編成基準及び任務	5
3-2.	地区本部長、地区副本部長、本部付の任務	5
3-3.	地区本部各対策班の任務	6
第4章	自衛防災隊について	
4-1.	自衛防災隊の編成基準及び任務	6
4-2.	自衛防災隊の任務	6
第5章	学内の連絡方法と外部への情報発信について	
5-1.	屋外一斉放送	6
5-2.	学内の連絡手段	7
5-3.	大岡山非常災害対策本部－地区本部間の指示・報告	7
5-4.	地区本部－自衛防災隊間の指示・報告	7
5-5.	すずかけ台キャンパス内情報の外部への発信	7
5-6.	警察署、消防署等への連絡	7
第6章	施設・設備の損壊状況の確認方法について	
6-1.	建物（施設）の損壊状況の確認方法	8
6-2.	設備等被害状況の確認方法	8

第7章 備蓄品等の保管と配給及び相互協力について

7-1. 地区本部で保管している備蓄品	8
7-2. 備蓄品等の配給	8
7-3. 大学生協への協力要請	9

別添資料 災害発生時の行動フローチャート

災害発生時の行動フローチャート（学内に居る場合）

災害発生時の行動フローチャート（学外に居る場合）

災害発生時の行動フローチャート（学生）

第1章 すずかけ台地区非常災害対策本部の組織体制と役割

国立大学法人東京工業大学防災規則（以下「防災規則」という。）第19条及び第20条、すずかけ台地区消防計画第34条に基づき、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）に基づく警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、災害に対処するため、すずかけ台地区非常災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

1-1. 地区本部

(1) 地区本部の設置

すずかけ台地区安全衛生委員会委員長（以下「地区委員長」という。）は、学長（もしくは事務局長）の指示に基づく他、大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、直ちに地区本部を設置する。

(2) 災害が発生した場合の地区本部の設置基準

- ① 地震の場合は、気象庁が発表する震度を基準として、神奈川県横浜市で「震度6弱」以上が観測された場合とする。但し、近隣の東京都町田市及び神奈川県大和市で「震度6弱」以上が観測された場合には、地区委員長が判断する。
- ② 震度5強以下の地震、風水、土砂災害、火災等の場合は、災害の規模、被害の状況に応じて地区委員長が判断する。

消防法では、地震その他の災害等が発生した場合の人的・物的被害を最小限に抑えることを目的とした「自衛消防業務」として、地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合、大規模事業所においては速やかに地震対策委員会等の緊急会議を開き、以下の事項等を協議し、決定することとしている。

- ・ 自衛防災隊の編成と任務の確認
- ・ 事業所全体及び各建物の出火防止のための応急措置対策の確認
- ・ 時差退勤及び残留者の決定
- ・ 非常用食料、飲料水その他備蓄品の確認
- ・ その他必要事項

(3) 地区本部の設置場所

地区本部は、下記の場所に設置する。但し、地区本部の設置場所は、建物の損壊状況により、安全な場所に変更することもある。

- ① 屋内の場合には、J2棟4階 役員控室
 - * 役員控室では活動等に支障がある場合には、大学会館3階ラウンジとする。
- ② 屋外の場合には、大学会館横（R2棟側）の芝生付近

(4) 地区本部が設置されなかった場合

地区本部の設置基準（上記1-1（2））を満たさず、地区本部の設置が見送られた場合に

において、大岡山地区等関係各所から地区本部が設置された場合と同等の行動を求められた場合には、下記のとおりとする。

- ① 事務部長をリーダーとし、地区委員長と相談の上、行動事項を決定する。
- ② 総務課がすずかけ台地区の連絡窓口となり、下記の事項を行う。
 - ・ すずかけ台地区全体を統括する。
 - ・ 災害状況、安否確認等の情報収集を行う。
 - ・ 関係する部署へ連絡し、行動を指示する。

1-2. 地区本部の組織

平成16年4月に防災規則が制定されたことに伴い、地区委員長を地区本部長とする地区本部が組織され、救護や安否確認、復旧などの災害対策業務を行う各対策班を含む、大規模地震等の災害時における組織体制を構成する。

組織名：すずかけ台地区非常災害対策本部（地区本部）

構成員：地区本部長（地区総括安全衛生管理者＝地区委員長）

地区副本部長（地区総括安全衛生管理代理者）

本部付（生命理工科長、総合理工科長、資源研所長、精研所長、応セラ研所長、
像情報所長、フロンティア機構長、ソリューション機構長、
バイオセンター長、事務部長、地区本部長及び事務部長が任命した者）

* 事務部長は、地区対策本部各班の総指揮者

対策班（総務連絡班、情報救護班、施設工作班、学生対策班、救急衛生対策班、
食事班、R・I等対策班）

1-3. 地区本部の役割

災害時には、的確な緊急対応が必要となるため、すずかけ台地区の情報を集約・分析し、迅速な状況判断に基づく臨機応変な対応方針を決定する機能を持つ組織として、地区本部を設置し、以下の役割を担う。

- (1) 地区内における災害対策業務及び復旧、復興活動の統括。
- (2) 地区内における被害状況、安否情報等の情報を収集し、整理する。
- (3) 各対策班を中心に、救助、消火、避難誘導等、必要な対策を講じる。
- (4) 各部局（自衛防災隊）に対し、必要な情報を伝達し、指示を行う。
- (5) 学生の保護者、教職員の家族等への対応を行う。
- (6) 避難住民への対応及びできる範囲での地域支援活動を行う。
- (7) 自治体、消防署、警察署等の外部機関との連携及び救援要請、マスコミ対応等、学外対応を行う。
- (8) 大岡山地区との連携を図るとともに状況報告する。
- (9) その他

第2章 災害発生初動時の対応

2-1. 地区本部の設置宣言

地区委員長は、上記1-1(2)の設置基準のとおり災害等が発生した場合、状況を判断して地区本部の設置を宣言する。

2-2. 勤務時間中に災害が発生した場合

(1) 地区本部の対応

- ① 地区委員長から地区本部の設置が指示された後、地区本部の構成員は、所属部局の状況を考慮し、地区本部に参集する。
- ② 地区委員長は、前章1-3に定める対処事項を迅速に決定し、総指揮者に指示を行い、総指揮者は地区本部の各班長に指示を行う。
- ③ 各対策班は、各対策班の任務を遂行するのに必要な機材等を搬入するとともに、活動を開始する。
- ④ 地区委員長及び総指揮者等（以下「地区委員長等」という。）が不在の場合は、すずかけ台キャンパスに出勤している教職員をもって組織し、地区委員長等代理を決定し、地区委員長等代理の下に必要な最低限の班編成を行う。

(2) 教職員の対応

- ① 実験等で火気・危険薬品を使用中の場合は、直ちに安全措置を講じ、机の下等の安全な場所に身体をよせて、自分自身の安全を確保する。
- ② 火災が発生した場合は、初期消火に努め、最寄りの電話から119番及び守衛所に通報する（長津田門守衛所 TEL 045-924-5119 内線5119）。また、初期消火で火災が鎮火しない場合には、ヘルメット等を着用して速やかに指定の避難場所に避難し、各人の確認を行う。
- ③ 地震の揺れが収まり次第、各部局の指示により、ヘルメット等を着用して速やかに指定の避難場所に避難し、各人の確認を行う。
- ④ 避難場所に避難した場合には、待機し、地区本部又は各部局の指示に従う。
- ⑤ 帰宅指示後、帰宅する。

2-3. 勤務時間外に災害が発生した場合

(1) 地区本部の対応

- ① 勤務時間外（休日、夜間、通勤途中等学内以外にいる場合）に災害が発生し、地区委員長等が不在の場合は、すずかけ台キャンパスに残っている教職員をもって組織し、地区委員長等代理を決定し、地区委員長等代理の下に必要な最低限の班編成を行い、119番通報等の連絡、初期消火活動、応急救護活動等、早急に実施すべき対応を行う。
- ② 地区本部の構成員は、家族、家屋等の安全を確認した後、出勤可能な場合には速やかに出勤する。出勤にあたっては、交通・道路状況に注意し、安全を確認の上、出勤すること。
- ③ 本人もしくは家族の負傷、家屋等の重大な被害、交通・道路状況により出勤不可能な地区本部の構成員は、自宅待機とする。
- ④ 地区本部の構成員の出勤状況に応じて、正規の地区本部としての活動に移行する。

- ⑤ 地区本部の構成員が出勤できない場合は、地区委員長等もしくはこれに準ずる者の指示により、出勤できた職員と大学内に残っている教職員がその職務を代行する。

(2) 教職員の対応

- ① すずかけ台キャンパスに残っている教職員は、身の安全を確認した後、地区委員長等の指示に従い、初期消火活動、応急救護活動等に協力する。
- ② 教職員は、家族及び家屋の安全を確認した後、すずかけ台キャンパスから徒歩圏内（2 km）に住む者は、出勤し、地区本部の指示に従う。
- ③ 出勤可能な教職員は、家族、家屋の安全を確認した後、交通・道路状況に注意し、出勤する。その後、地区本部の指示に従う。
- ④ 上記2-3(2)①、②及び③以外の教職員は、自宅待機とする。

2-4. 出勤が不可能な教職員の対応

- (1) 地区本部総務連絡班で教職員の安否確認を行うため、出勤できなかった教職員は、電話もしくはメールでの連絡が可能となり次第、安否情報を連絡すること。

連絡先

すずかけ台地区事務部 総務課 総務・研究所グループ
TEL 045-924-5902
E-mail suzu.som@jim.titech.ac.jp

- (2) 重大な被害を受け出勤が不可能な教職員は、その旨を上司に報告し、復旧の応急措置を行った後、可能な限り早期に出勤する。

2-5. 地区本部の解散

- (1) 被害状況、安否確認等の現場状況が把握され、災害における対応が終息した段階、及び日常業務が再開できると地区委員長が判断した場合、地区委員長は、地区本部の解散を指示する。また、学長もしくは事務局長から解散の指示があった場合も同様とする。
- (2) 運営を再開する場合、地域の復旧が進んでいないにも関わらず、運営再開に注力すると、地域住民から反発を受けることも考えられるので、地域の状況を十分配慮し、地域の復旧活動に協力することも必要である。

2-6. 学生の対応

- (1) 研究室に所属している学生（学部4年生及び大学院生等）について

- ① 研究室にいる場合には、研究室の指示に従い行動する。
- ② 授業中の場合には、授業担当教員の指示に従い行動する。

* 授業担当教員は、講義室等から避難が必要と判断した場合もしくは避難指示があった場合には、講義室等がある場所の指定避難場所に学生を誘導し、学生が所属する研究室に連絡をするよう指示する。

- ③ 上記2-6(1)①、②以外で、すずかけ台地区の学内にいる場合には、各自で身の安全を確保した後、現在いる場所の指定避難場所に避難する。また、状況に応じて研究室に連絡を取り、研究室の指示に従い行動する。
- ④ 学外にいる場合には、現在いる場所で、各自で身の安全を確保した後、安否の連絡を研究室に行う。

(2) 研究室に所属していない学生（学部1年生～3年生等）について

- ① 授業中の場合には、授業担当教員の指示に従い行動する。
 - * 授業担当教員は、講義室等から避難が必要と判断した場合もしくは避難指示があった場合には、講義室等がある場所の指定避難場所に学生を誘導し、指示があるまで避難場所に待機するよう指示する。また、安否確認が必要な場合には、下記に連絡するよう指示する。

連絡先

すずかけ台地区事務部 学務課 教務グループ（J 1棟1階）

TEL 045-924-5932（内線5932）

E-mail suz.kyo@jim.titech.ac.jp

- ② 授業以外で、すずかけ台地区の学内にいる場合には、各自で身の安全を確保した後、現在いる場所の指定避難場所に避難する。避難した後は、指示があるまで避難場所に待機する。また、安否確認が必要な場合には、上記2-6(2)①にある連絡先に連絡する。
- ③ 学外にいる場合には、現在いる場所で、各自で身の安全を確保した後、クラス担任又は助言教員に安否の連絡を行う。
 - * 連絡を受けたクラス担任又は助言教員は、教務担当部署に安否の報告をする。

(3) 学生に関する共通事項

- ① 震度5強以下の地震の場合には、研究室等の指示に従い行動する。
- ② 地区本部及び自衛防災隊から指示があった場合には、指示に従い行動する。
- ③ 地区本部及び自衛防災隊から協力要請があった場合には、可能な限り協力する。

第3章 地区非常災害対策本部の編成と各担当の任務について

3-1. 地区本部の編成基準及び任務

（※ここでは就業・就学中に災害が発生した場合を想定して掲載する）

- (1) すずかけ台地区非常災害対策本部の編成及び構成員
別表1参照。

3-2. 地区本部長、地区副本部長、本部付の任務

地区本部長、地区副本部長、本部付は、地区本部設置が宣言された場合、直ちに参集し、

別表 1 の任務を遂行する。

3-3. 地区本部各対策班の任務

各対策班（総務連絡班、情報救護班、施設工作班、学生対策班、救急衛生対策班、食事班、R・I 等対策班）の構成員は、地区本部設置が宣言された場合、直ちに参集し、別表 1 の任務を遂行する。

第 4 章 自衛防災隊について

自衛防災隊（原則として建物毎に組織する）の構成員は、災害が発生した場合には、直ちに建物毎に指定された場所に参集するように努め、自衛防災隊長及び（地区本部が設置された場合には）地区本部長の命令により出動し、下記の任務を遂行する。

また、人命に関わる救出、救護及び初期行動等の重要な対策については、マニュアルに頼るのではなく、自衛防災隊が主導的に行動できるように教育・訓練を徹底する。

- (1) 災害の発生時間に関係なく、実行すべき業務である。
- (2) 就業、就学中に発生した場合は、構成員が決定されているが、休日・夜間、通勤・通学中に災害が発生した場合は、出勤できた職員並びにキャンパス内に残っている職員が学生の協力を得て、任務を代行する。
- (3) 大規模地震等で被害、被災地域が多大となり、救急車及び消防車がキャンパスに来られない状況を想定し、初期消火、応急救護等の活動を自衛防災隊で対応する。

4-1. 自衛防災隊の編成基準及び任務

（※ここでは就業・就学中に災害が発生した場合を想定して掲載する）

- (1) 自衛防災隊の編成及び構成員

別表 2 参照。

4-2. 自衛防災隊の任務

自衛防災隊は、参集命令があった場合、直ちに指定された場所に参集し、別表 2 の任務を遂行する。

第 5 章 学内の連絡方法と外部への情報発信について

5-1. 屋外一斉放送

大規模災害が発生した場合、状況を鑑みて屋外一斉放送により、危険を知らせるほか、パニックにならないよう注意を呼びかける。また、学内及び近隣地域への連絡、注意等の素早い情報伝達に屋外一斉放送を有効に活用する。

屋外一斉放送の設置場所は、J 2 棟 1 階 防災センター。

5-2. 学内の連絡手段

指示、報告等、学内の連絡手段については、大規模地震等が発生した場合、電話回線やメール等の通信手段が途切れたり、被災地への通信が集中し、つながりにくい状態となることが予想される。しかし、外線電話が不通でも学内の内線電話（異なる地区間も含む）は、東京工業大学の通信ネットワークが損傷するか、もしくは停電にならない限り利用できるため、災害後の学内の連絡方法は、以下の順序で行う。

- (1) 電話、メールが利用できる場合は、電話、メールで行う。
- (2) 電話、メールが利用できない場合は、無線機、トランシーバで行う。
- (3) 電話、メール、無線機、トランシーバが利用できない場合には、緊急の指示、報告が必要な場合は、自転車等の手段を利用し、連絡担当者が赴き、指示、連絡を行う。

5-3. 大岡山非常災害対策本部－地区本部間の指示・報告

- (1) キャンパス内職員及び学生への指示は、原則として全て大岡山非常災害対策本部（以下「総本部」という。）が行い、職員及び学生は指示に従わなければならない。但し、地区本部における独自の内容については、地区委員長の指示に従うこととする。
- (2) 災害発生後、総本部から地区本部に対し、職員及び学生の安否情報、施設、設備の被害状況等の照会が来ることがあるが、地区本部は地区の情報取りまとめて、総本部に回答を行う。
- (3) 総本部から地区本部への指示、地区本部から総本部への報告等は、双方の総務連絡班で行い、情報の一元化を図る。

5-4. 地区本部－自衛防災隊間の指示・報告

- (1) 地区本部から自衛防災隊への指示は、地区本部総務連絡班から取りまとめ自衛防災隊（各事務室）へ行き、取りまとめ自衛防災隊から各自衛防災隊に伝えることとする。
- (2) 各自衛防災隊が調査した安否確認や被害状況等は、取りまとめ自衛防災隊が取りまとめの上、地区本部総務連絡班に報告するものとする。

5-5. すずかけ台キャンパス内情報の外部への発信

- (1) 報道機関、公共機関等の学外に情報を発信する場合、あるいはこれらの機関に照会を行う場合は、原則として地区本部総務連絡班が行う。
- (2) 被害状況、安否確認等、キャンパス内の情報は確認の取れた情報のみを発信し、憶測や曖昧な回答は避け、誤解を招かないようにする。
- (3) 職員及び学生は、報道機関等から照会があった場合は、回答せずに地区本部総務連絡班に連絡を行うものとする。

* 地区本部総務連絡班連絡先 045-924-5902（内線5902）

- (4) 授業の再開等については、総本部及び地区本部と関係職員で調整を行い、職員及び学生に情報を発信する。

5-6. 警察署、消防署等への連絡

上記5-5のとおり、公共機関等の学外への情報発信、照会は原則として地区本部総務連絡班が行うが、火災が発生した場合、高圧ガス、毒劇物等危険物による人身事故、環境衛生上の

事故が発生した場合は、現場状況を詳しく説明する必要があるため、事故発生現場（危険な場合には事故発生場所近くの安全な場所）から、警察署（110番）または消防署（119番）に速やかに、地区本部情報救護班が連絡を行うこと。

なお、地区本部情報救護班は、警察署または消防署に連絡を行った場合には、情報を共有する観点から、地区本部総務連絡班に連絡を行うこととする。

第6章 施設・設備の損壊状況の確認方法について

6-1. 建物（施設）の損壊状況の確認方法

- (1) 災害発生後、地区本部施設工作班は、各建物周辺、建物内の損壊状況の点検確認を行い、被害がある場合には、被害状況の写真撮影を行う。

地区本部施設工作班で対応しきれない場合には、自衛防災隊に協力を依頼する。

- (2) 点検後、被害があった建物については、建物の入口に「倒壊の危険あり」、「危険・立入禁止」、「注意」等を明記した表示を行い、建物の危険度を明確にする。

なお、地区本部施設工作班は、建物の入口に表示を行った場合には、情報を共有する観点から、地区本部総務連絡班に連絡を行うこととする。

6-2. 設備等被害状況の確認方法

- (1) 地区本部施設工作班は、各建物周辺、建物内の損壊状況の点検確認後、建物内設備の点検確認を行い、被害がある場合には、被害状況の写真撮影を行う。

地区本部施設工作班で対応しきれない場合には、自衛防災隊に協力を依頼する。

- (2) 点検後、被害があった建物内設備について、地区本部施設工作班は、情報を共有する観点から、地区本部総務連絡班に連絡を行うこととする。

* 自然災害は、大学で締結する損害保険の対象外とさせているため、施設運営部を通して、文部科学省へ災害復旧費を要求することが予想される。したがって、損壊状況をカメラ等で撮影し、記録を保存することが重要である。

また、後日、文部科学省の担当者により現地調査が行われた場合を想定し、大学事務局等関係各所から指示があるまで、可能な限り現状にとどめておくことが望ましい。

第7章 備蓄品等の保管と配給及び相互協力について

7-1. 地区本部で保管している備蓄品

附属図書館すずかけ台分館（S3棟）下に、別表3の食糧及び機材（以下「備蓄品等」という。）を保管している。

7-2. 備蓄品等の配給

- (1) 備蓄品等については、地区本部の指示のもと、地区本部食事班が配給を行う。

(2) 地区本部総務連絡班と相談し、横浜市等の状況を確認し、物資の要請を地区本部総務連絡班より行う。

(3) 横浜市等から物資の支援を受けた場合には、地区本部食事班が配給及び管理を行う。

7-3. 大学生協等への協力要請

大規模震災が発生した場合には、すずかけ台キャンパス内の大学生協及びシダックスに、状況を見て、食糧等の提供を依頼する。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から運用する。

別表 1

地区非常災害対策本部の構成基準及び任務

組 織 ・ 構 成 員			任 務
本部長	地区総括安全衛生管理者		対策本部の総括
副本部長	地区総括安全衛生管理者代理者		本部長補佐、本部長に事故があるときは職務を代行
本部付	生命理工学研究科長、総合理工学研究科長、資源化学研究所長、精密工学研究所長、応用セラミックス研究所長、像情報工学研究所長、フロンティア研究機構長、ソリューション研究機構長、バイオ研究基盤支援総合センター長及び本部長が任命した者		本部長に対する災害対策全般に関する助言 本部長及び副本部長に事故がある時は、あらかじめ学長が定める順序に従って、その職務を代行
対策本部総指揮者	すずかけ台地区事務部長		対策本部各班の総指揮者
班 名	班 長	副班長	班 員
総務連絡班	総務課長	総務・研究所 グループ長	総務課職員のうちから構成
情報救護班	会計課長	経理グループ長	会計課職員のうちから構成
施設工作班	施設整備課 すずかけ台 グループ長	すずかけ台 グループ主査	施設整備課職員のうちから構成
			<ul style="list-style-type: none"> (1) 対策本部の設置 (2) 対策本部活動の総括 (3) 事務局その他関係からの情報収集 (4) 事務局その他関係との対外折衝 (5) 学内・学外への広報活動
			<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防署、警察署との連絡調整・連絡 (2) 初期消火、避難誘導 (3) 災害の実態把握 (4) 構内警備、構内幹線道路の確保 (5) 災害現場からの救出、救護、重症者の病院への移送 (救急衛生対策班と連携) (6) 必要物品の調達
			<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険建物の判定、立入禁止の表示 (2) 通信回線の保全、復旧（無線を含む臨時電話設置） (3) 水道、電力、ガス設備等の保全、復旧 (4) 仮設テント、仮設トイレ等の設置（各班と連携） (5) 危険物等の実態把握、措置（R・I等対策班と連携）

班 名	班 長	副班長	班 員	
学生対策班	学務課長	教務グループ長	学務課職員のうちから構成	(1) 学生の災害の把握 (2) 避難住民の誘導 (3) 立入禁止区域の設定（講義室） (4) ヘリポート用地の確保（グラウンド） (5) 学内における学生の秩序維持 (6) 学生寮の災害の実態把握
救急衛生対策班	産業医	学生支援 グループ長	総務課及び保健管理センター職 員のうちから構成	(1) 負傷者の応急処置 (2) 疾病の予防、保健指導 (3) メンタルヘルスのケア
食事班	会計課専門職	調達グループ長	会計課職員のうちから構成	(1) 非常食品の配給 (2) 援助物資の受領、配給 (3) 給食業務（大学生協、シダックスとの連携）
R・I等対策班	放射線取扱主任者	研究企画課 総務・管理 グループ主査	バイオ等関係職員及び研究企画 課職員のうちから構成	(1) R・Iに関する情報の収集、伝達 (2) R・Iに関する立入禁止区域の設定、立入禁止の表示 (3) 特殊高圧ガス等に関する情報の収集、伝達 （施設工作班と連携） (4) 実験動物に関する情報の収集、伝達

- (注) 1. 施設工作班は、消防法第13条に定める危険物保安監督者及び国立大学法人東京工業大学安全衛生管理規則第16条に定める作業主任者と連携し、上記の任務を遂行するものとする。
2. 学生対策班は、関係教員と連携し、上記の任務を遂行するものとする。
3. R・I等対策班は、各事業所の放射線取扱主任者及び特殊高圧ガス取扱主任者と連携し、上記の任務を遂行するものとする。
4. 食事班は、必要に応じ、初期消火、避難誘導等、情報救護班と連携し、対応するものとする。
5. 各班は、緊急連絡方法を作成するものとする。
6. 各課等の補佐員は、課長等の指示により各課等が担当する班の補佐を行うものとする。

別表 2

自衛防災隊の編成基準と任務

組 織 ・ 構 成 員			任 務
隊 長	部局長等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊の総括
副隊長	部局長等に準ずる者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長補佐 ・ 隊長に事故があるときは、その職務を代行
班 名	班 長	班 員	
情報・連絡班	1. 課長若しくは専門職 又はこれに準ずる者	1. 主査、主任又は スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の調査 (2) 災害に対する全般的記録の作成 (3) 消防署、警察署との連絡調整 (4) 当該部局等における通報連絡及び事務局関係各課への報告 (5) 警備・警戒 (6) 消防署員の火災現場及び水源位置等への誘導 (7) 非常災害対策本部の総務連絡班及び情報救護班の任務を分担
消火・工作班	2. 教授若しくは准教授 又はこれに準ずる者	2. 講師、助教又は 技術職員若しくは 教務職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 注水及び消火器等による初期消火 (2) 延焼可能物の除去及び遮断等の措置 (3) 消防署到着後の消火活動 (4) 消火活動に必要とする水利の確保 (5) 防火戸等の閉鎖、又門扉等の開放その他消火活動を容易にするための各種工作 (6) 電気、ガス、及び危険物等の安全確保措置 (7) 非常災害対策本部施設工作班の任務を分担
避難・救護班			<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難者の誘導 (2) 負傷者の応急措置 (3) 重要な書類等の搬出及び保管 (4) 非常災害対策本部の学生対策班、救急衛生対策班及び食事班の任務を分担

(注) 1. 課長には事務長を含み、また、専門職にはグループ長を含むものとする。

2. 自衛防災隊は、原則として建物毎に設けるものとする。

3. 1つの建物を2つ以上の部局等で使用している場合には、共有面の管理を行っている部局等が主部局となり、共同して自衛防災隊を組織するものとする。

4. 各班は、緊急連絡方法を作成するものとする。

5. 部局長等が必要と認めたときは、必要な班を編成することができる。

備蓄品リスト

種 別	品 名	備 考
食糧類	飲料水 アルファ米 ビスケット クラッカー	
生活品	災害用食器セット 救助用毛布 非常時用排便収納袋 スケットイレ 糞尿処理セット	
応急手当品	救急箱 衛生材料セット	
非常用品	テーブル・ソファ ブルーシート 防災用ラジオ のぼり旗 折りたたみ式リヤカー 発電機 投光器用電源装置 投光器 テント	
救助作業用品	災害救助工具セット (スコップ・のこ・バール) 油圧式爪つきジャッキ トラロープ ヘルメット	

災害発生時の行動フローチャート（学内に居る場合）

災 害 発 生

各自、身の安全を確保する。

*** 避難しない場合 ***
1. 平常業務に戻る。

*** 避難する場合 ***

1. 火災が発生したら、周りに声をかけ素早く指定避難場所へ避難する。
2. 状況に応じ、または指示があった場合には指定避難場所へ避難する。

*** 避難が必要な場合には、下記の事項を確認し避難する ***

- (1) けが人はいるか。
- (2) 周りに逃げ遅れた人はいないか。
- (3) その他、部局で決めた事項。

*** すぐかけ台地区非常災害対策本部の設置確認 ***

本部長及び総指揮者は、総務連絡班を中心に大岡山地区と連絡を取りながら設置が必要か判断する。

1. 指定避難場所にて、安否確認。
2. 問題がなければ、平常業務に戻る。
3. 平常業務に戻るには支障がある場合には、自衛防災隊を編成し、対応する。

*** 設置が必要な場合 ***

1. 平常業務に戻る。
2. 設置したのと同様な要求を求められた場合には、総務課が中心となって対応する。

*** 設置が必要な場合 ***

1. 本部付及び各班長等を招集する。
2. 班行動を開始する。

帰宅命令があり次第、帰宅する。

災害発生時の行動フローチャート（学外に居る場合）

災 害 発 生

現在の居場所で、各自、身の安全を確保する。

*** 出勤要請がなかった場合 ***

1. 各自の判断により、行動する。

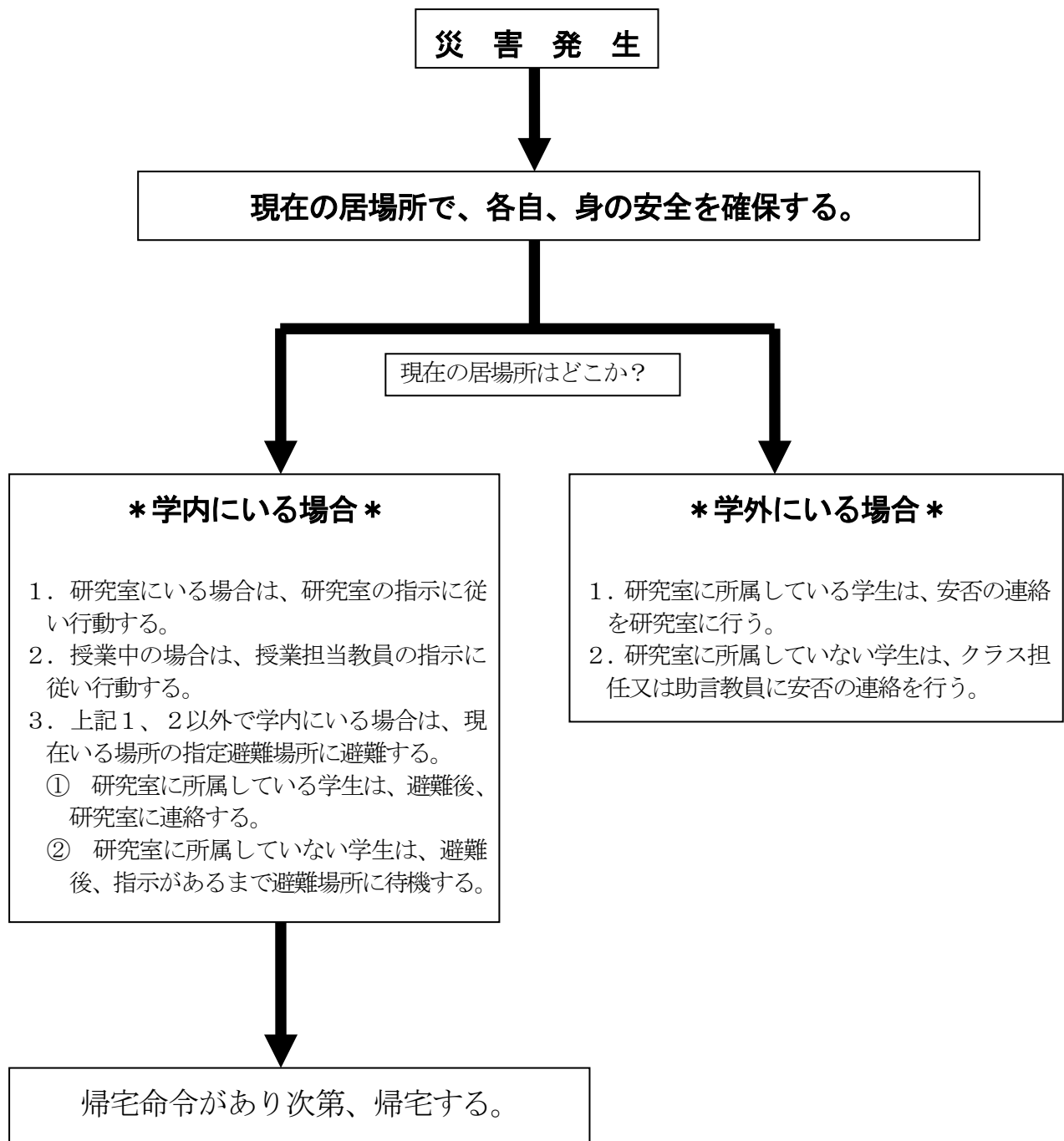
*** 出勤要請があった場合 ***

- 以下の事項を確認し、出勤する。
 - ① 家族の安全を確認する。
 - ② 交通状況等を確認する。
- 出勤できないようであれば、出勤できる状況になり次第、出勤する。

- 出勤したら研究室等の安否確認を行う。
- 必要な場合には、非常災害対策本部の設置及び自衛防災隊を編成する。
- 非常災害対策本部及び自衛防災隊の指示があれば、指示に従い行動する。
- 特に指示等がない場合には、各自の判断もしくは各部局の指示により行動する。

帰宅命令があり次第、帰宅する。

災害発生時の行動フローチャート（学生）



* 学内にいる学生へのお願い *

1. 地区本部及び自衛防災隊から協力要請があった場合には、可能な限り協力する。
2. 無茶な行動はせず、上級生は下級生に指示を行い、安全に努める。
3. 単独行動は、できるだけしない。できる範囲で、複数人で行動する。